

令和6年度砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

令和6年3月26日

砥部町告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震に対するブロック塀等の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）に基づき、砥部町の区域内に存するブロック塀等の安全対策工事に要する経費の一部に対して町が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造（レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) ブロック塀等安全対策工事 既存のブロック塀等の除却及び建替え（除却・新設）に係る工事をいう。
- (3) 避難路等 砥部町耐震改修促進計画に位置付けた災害時の重要な避難路をいう。

(補助対象の要件)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 砥部町内に設置されたものであって、避難路等に面しているもの。
- (2) 別表の点検表により安全対策が必要と判断されたもの。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定による特定行政庁からの措置が命じられていないなど、重大な法令違反がないもの。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者（当該所有者と親子関係にある者、その他当該補助対象ブロック塀等に関係がある者として町長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行うブロック塀等安全対策工事であって、次の各号のいずれにも該当するもの

とする。

- (1) 施工業者とブロック塀等安全対策工事に係る工事請負契約を締結すること。
- (2) 造成工事又は建築解体工事に伴う除却工事でないこと。
- (3) 建替えを行う場合にあっては、地震に対して安全な構造となること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の全部又は一部とし、1 mあたり 80,000 円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等の安全対策に明らかに寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、300,000 円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 点検表（様式第3号）
- (3) 現況写真（全景及び高さがわかるもの）
- (4) 位置図・配置図（写真撮影方向が記載されたもの）
- (5) 平面図等（ブロック塀等安全対策工事の内容が記載されたもの）
- (6) ブロック塀等安全対策工事費見積書の写し
- (7) ブロック塀等の所有者であることがわかる書類
- (8) 町税を滞納していないことを証する書類
- (9) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、補助事業者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第5号）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付与することができる。

(補助金の変更交付申請)

第 10 条 交付決定を受けた補助金について、補助対象事業に要する費用又は当該事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金変更交付申請書（様式第 7 号）に、必要な書類を添えて町長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、変更交付決定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。
（交付申請の取下げ）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請取下届出書（様式第 8 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。
（補助対象事業の中止又は廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
（完了報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに砥部町ブロック塀等安全対策事業完了報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 完了時における報告書（様式第 11 号）
- （2） ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- （3） ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）
- （4） ブロック塀等安全対策工事代金領収書（写し）
- （5） その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者が、補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項第 4 号に替えて、ブロック塀等安全対策工事に係る請求書（写し）及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。
（検査等）

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の執行について、現地を検査させることができる。
（補助金の交付請求及び交付）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第 12 号）により、町長に補助金を請求することができる。

2 補助事業者（第 8 条第 2 項の届出を行った者に限る。）が、前項の補助金の交付請求をするにあたり、その補助金の受領を、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、補助金の代理受領に係る委任状（様式第 13 号）を添付しなけ

ればならない。

3 町長は、前2項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付完了通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（3） 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

（4） 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、その取り消しに係る補助金について、すでに交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第18条 町長は、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となったブロック塀等又は交付の対象となる予定のブロック塀等に係るブロック塀等安全対策工事に係る補助金は、交付しない。

（調査等）

第19条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の申請に係る事業の執行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2. 0 mを超える塀で15 c m以上 高さ2. 0 m以下で10 c m以上	はい	いいえ
3 鉄筋	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	はい	いいえ
	壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 c m以内の間隔で入っている。	はい	いいえ
4 控壁(高さが1. 2 mを超える塀の場合)	長さ3. 4 m以内に控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。	はい	いいえ
5 基礎	根入れ深さ30 c m以上のコンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある。	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。		

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	十分ある。	はい	いいえ
3 控壁	長さ4. 0 m以内に壁面からその部分における壁の厚さの1. 5倍以上突出している。	はい	いいえ
4 基礎	基礎がある。	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある。	いいえ	はい
評価	5項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。		

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書

砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 完了予定期日 年 月 日

様式第2号（第8条関係）

事業実施計画書

1 補助対象ブロック塀等

所有者	住所
	氏名
ブロック塀等の所在地	

2 事業計画

ブロック塀等の安全性向上のため、（ 除却 ・ 建替え ）を行う。

塀の構造	
除却するブロック塀等の長さ	
新設するブロック塀等の長さ	
事業経費（除却）	
（新設）	
事業開始（予定）年月日	
事業完了（予定）年月日	

3 添付資料

- ア 点検表（様式第3号）
- イ ブロック塀等の写真・撮影方向位置図
- ウ 位置図、配置図、平面図等（除却又は建替え内容が記載されたもの）
- エ ブロック塀等安全対策工事費見積書の写し
- オ ブロック塀等の所有者であることがわかる書類
- カ 町税を滞納していないことを証する書類（完納証明書等）
- キ 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）
- ク その他町長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

点検表

1 補強コンクリートブロック塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2. 0 mを超える塀で15 c m以上 高さ2. 0 m以下で10 c m以上	はい	いいえ
3 鉄筋	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	はい	いいえ
	壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 c m以内の間隔で入っている。	はい	いいえ
4 控壁(高さが1. 2 mを超える塀の場合)	長さ3. 4 m以内に控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。	はい	いいえ
5 基礎	根入れ深さ30 c m以上のコンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある。	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。		

2 組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	十分ある。	はい	いいえ
3 控壁	長さ4. 0 m以内に壁面からその部分における壁の厚さの1. 5倍以上突出している。	はい	いいえ
4 基礎	基礎がある。	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある。	いいえ	はい
評価	5項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。		

補助対象確認

確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
設置場所	避難路沿道等に面したもの	はい	いいえ

上記のとおり報告します。

報告者（施工予定業者） 住 所
事業者名
代表者名
（署名又は記名・押印）

様式第4号（第8条関係）

砥部町長

様

暴力団排除に係る誓約書

私、
は、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第4条第3号に規定する者ではないことを、下記のとおり誓約します。

なお、必要な場合には、所轄警察署に照会することについて同意し、当該事項に関する書類の提出を砥部町長から求められた場合は、指定された期日までに提出します。

記

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

年 月 日

住 所

氏 名

（署名又は記名・押印）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

代理受領予定届出書

私は、砥部町ブロック塀等安全対策事業の実施にあたり、補助金の受領を下記の事業者委任する予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

様式第 6 号（第 9 条・第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで交付（変更）申請のありました砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付（変更）決定額 金 円

2 交付の条件

- （1） 砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （2） この告示に違反したときは、この交付決定を取り消し、既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- （3） この補助金については、砥部町職員が調査することがあります。

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け、 第 号により交付決定の通知を受けた砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

記

1 補助金交付変更申請額 金 円

2 変更内容・理由

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け、 第 号により交付決定の通知を受けた砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金の交付申請の取下げについて、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第11条の規定により届出をします。

様式第 9 号（第12条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、 第 号により交付決定の通知を受けた事業について、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）年月日 年 月 日

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

砥部町ブロック塀等安全対策事業完了報告書

年 月 日付け、第 号により交付決定を受けた砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金について、補助事業が完了したので、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実 績 額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添 付 書 類

- （1）完了時における報告書（様式第 11 号）
- （2）ブロック塀等安全対策工事写真（工事内容が確認できるもの）
- （3）ブロック塀等安全対策工事請負契約書（写し）
- （4）ブロック塀等安全対策工事代金領収書（写し）
- （5）その他町長が必要と認める書類

様式第11号 (第13条関係)

完了時における報告書

申請者氏名		交付決定通知番号	
		第	号
対象となる ブロック塀等の所在地			
施 工 業 者	会 社 名：		
	代 表 者 名：		
	担 当 者 氏 名：		
	担当者連絡先：		
確認日	年 月 日	立会人	
手直し結果確認日	年 月 日		
確認結果・手直し指摘事項		手直し結果	
砥部町長 様 ブロック塀等安全対策工事の工事内容が適切であることを確認しました。 地震に対して安全な構造であることを確認しました。（除却の場合を除く。） 年 月 日 施工業者氏名 (署名又は記名・押印) 上記の報告内容について確認しました。 年 月 日 補助事業者氏名 (署名又は記名・押印)			

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号



砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号により交付決定通知を受けた砥部町
ブロック塀等安全対策事業補助金について、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金
交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関（※代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、記載不要）

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所

補助事業者 氏 名
(署名又は記名・押印)
電話番号

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け、 第 号により交付決定通知を受けた砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金（金 円）に係る受領について、下記のとおり委任します。

記

受任者（補助対象事業を行った施工業者）

住 所
事業者名
代表者名
(署名又は記名・押印)

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口座名義人		

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金の交付手続きが完了しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助金受領委任先事業者

事業者名

代表者名

様式第15号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定通知をした砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、砥部町ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |